

○学習管理システム(Learning Management System)に関する要項

平成29年7月27日

高等教育研究開発センター運営委員会決定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学高等教育研究開発センター(以下「センター」という。)が設置する学習管理システム(Learning Management System)(以下「LMS」という。)の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2 LMS導入により学士の質保証及びその可視化の推進を目的とする。

(機能)

第3 LMSの機能は次のとおりとする。

- (1) 課題出題管理(小テスト、ドリル、プロジェクト、レポート、アンケート)
- (2) 情報発信関連(コースニュース、コースコンテンツ、掲示板、リマインダーメール)
- (3) ポートフォリオ
- (4) 授業評価アンケート
- (5) 出席管理

(利用の資格)

第4 LMSを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 鹿児島大学(以下、「本学」という。)の学部学生、大学院生
- (2) 本学の科目等履修生及び特別聴講学生
- (3) 本学が開設する授業科目を担当する教員及び補助者
- (4) 本学の公開授業受講生
- (5) その他、高等教育研究開発センター長(以下「センター長」という。)により承認を得た者

(利用の申請)

第5 LMSを利用しようとする者は、所定の方法によりセンター長に申請しなければならない。ただし、前項第1号から第2号に該当する者及び第3号のうち連携するシステムに登録されている者については、この限りではない。

(申請の承認)

第6 センター長は、第5の申請が適当であると認めたときには、これを承認するものとする。

2 センター長は、前項の承認をしたときには、利用方法等に係る必要事項について、利用を承認した者(以下「利用者」という。)に通知するものとする。

(利用状況の届出)

第7 利用者は、LMSを利用する必要がなくなった場合又は変更が生じた場合には、遅滞なく、所定の方法によりセンター長に届け出なければならない。

(利用状況の報告)

第8 利用者は、センター長からLMSの利用状況について報告を求められたときには、速やかに応じなければならない。

(関係規則等の遵守)

第9 利用者は、LMSの利用に当たっては、この要項を遵守するとともに、センター長の指示に従わなければならない。

(禁止事項)

第10 利用者は、LMSの利用に当たっては、LMSの情報セキュリティを確保し、安全性を維持するために、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) LMSの利用目的以外の利用

(2) 他人へのアカウントの貸与又は譲渡

(3) 差別、名誉棄損、侮辱及びハラスメントに該当する情報の発信

(4) 個人情報やプライバシーを侵害する情報の発信

(5) 守秘義務に違反する情報の発信

(6) 著作権等の財産権を侵害する情報の発信

(7) 通信の秘密を侵害する行為

(8) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)」に定められたアクセス制御を免れる行為

(9) 利用の範囲内であっても、LMSに過度な負荷をかけたり不必要なデータを大量にアップロードすること等により、LMSの円滑な運用を妨げる行為

(10) 法令に基づく処罰の対象となる情報の発信、又は損害賠償等の民事責任を発生させる情報の発信

(11) その他前各号の行為を助長する行為

(利用承認の取り消し等)

第11 センター長は、利用者がこの要項に違反し、又はLMSの運用に重大な支障を生ぜしめたときは、その利用の停止、又は承認の取り消しをすることができる。なお、利用の停止、又は承認の取り消しによって利用者に損害を及ぼすことがあっても、センターはその責を負わない。

(損害賠償)

第12 LMSの利用を承認された者が、故意又は重大な過失により、LMSの障害、データの紛失等を生ぜしめたときは、その損害に相当する費用を賠償しなければならない。

(システムの管理)

第13 LMSの管理は、高等教育研究開発センターにおいて行う。

(事務)

第14 LMSの利用等に関する事務は、学生部教務課において行う。

(雑則)

第15 この要項に定めるもののほか、LMSの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年7月27日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年2月22日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年6月10日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年8月4日から実施し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年11月10日から実施する。

附 則

この要項は、令和8年5月14日から実施する。